

衆議院原子力問題調査特別委員会

「原子力の利用に係る諸課題と規制行政の在り方」
に関する意見

2025-06-03

龍谷大学政策学部/アドバイザリーボード会員
大島堅一

内容

- 規制機関の推進からの分離・独立
 - 「規制の虜」と「回転ドア」
 - 規制庁幹部職員の構成
- 住民参加手続き
 - 最終処分法の欠陥とNUMOの動き
 - 原子力施設の設置・変更許可前の住民参加手続き
- 避難計画の実効性審査
 - 原子力規制上、避難計画の実効性に関しての審査がない。
→ 法改正が必要

規制と事業/推進の分離の形骸化

規制庁の主要ポストの推移～「回転ドア」現象

	① 長官	② 次長	③ 原子力規制技監	(技術総括審議官)	④ 緊急事態対策監	⑤ 核物質・放射線総括審議官
2012/9	池田克彦(警察庁)	森本英香(環境省)	-	-	安井正也(経産省)	-
2014/3		清水康弘(環境省)		平野雅司(原子力安全基盤機構)		片山啓(経産省)
2014/7		荻野徹(警察庁)		安井正也(経産省)		
2014/10		櫻田道夫(経産省)		櫻田道夫(経産省)		
2015/7	清水康弘(環境省)	荻野徹(警察庁)	櫻田道夫(経産省)	-	大村哲臣(経産省)	山形浩史(経産省)
2017/1	安井正也(経産省)	片山啓(経産省)		櫻田道夫(経産省)		
2017/4		金子修一(経産省)		-		山田知穂(経産省)
2017/7		古金谷敏之(経産省)		-		
2019/7	荻野徹(警察庁)	佐藤暁(経産省)		-	金子修一(経産省)	
2021/7	片山啓(経産省)	児嶋洋平(警察庁)		-	古金谷敏之(経産省)	佐藤暁(経産省)
2022/7		市村知也(経産省)		-	金子修一(経産省)	
2024/7		児嶋洋平(警察庁)		-	古金谷敏之(経産省)	

注:2014年7月に部長ポストを核物質・放射線総括審議官に格上げ

2017年4月に総括審議官級の技術総括審議官ポストを局長級の原子力規制技監に格上げ。

規制機関の推進からの分離・独立

- 原子力安全条約8.2条
 - 「規制機関の任務と原子力の利用又は**推進に関するこ**とをつかさどるその他の機関又は組織の任務との**効果的な分離**」を要求
- IAEA安全要件(GSR-1, 2.2 (2))
 - 「規制機関は、**原子力技術の推進を任務とする組織又は団体**、あるいは施設又は活動に対して責任のあるそれらのものから**効果的に独立していなければならぬ**。」
- IAEA安全指針(GSG-1.1,2.2)
 - 「独立の主たる理由は、安全について対立する関係者からの圧力を受けずに、規制上の決定がなされたり、規制行政処分が取られ得ることを確実なものにすることにある」
 - 「一般公衆に対する規制機関の信頼は、規制機関が、**原子力技術を推進する政府機関や産業界から独立している**ことに加えて、規制対象の機関から独立しているとみなされうるか同化に大きく依存する。」

規制の虜

- ・広義：特殊な利益がいかなる形態であれ国家介入（規制）に影響を与えるプロセス

※ Dal Bó, E. (2006) "Regulatory Capture: A Review", Oxford Review of Economic Policy, 22(2), 203-225

- ・特定の事業・産業を推進してきた省庁（経産省）の視点や利益が、中立的に行う規制（規制庁）に影響を与えることは、「規制の虜」の一種とみなしうる。
- ・回転ドア
 - ・規制する側から規制される側に、規制される側から規制する側に、人が行き来する現象。
 - ・意思決定にバイアスがもたらされる。
→ 特に幹部職員は重大な影響を与えると考えられる。

最終処分プロセスにおける問題

- ・国民参加、住民参加の定めが一切無い → 法改正の必要性
 - ・NUMOは「国民的議論を」と広報～ 事業推進機関であるNUMOは、国民的議論を進める機関にはなりえない。
- ・島根県益田市
 - ・文献調査への請願文提出の動き
 - ・NUMOの関与が示唆される報道（『山陰中央新報』）・・請願文を作成？？

「関係者によると、メンバー間で共有されていた請願書案は、核のごみ関連施設視察などを支援したNUMOが作成。『最終処分事業は次世代に残す選択肢として非常に意義がある事業の一つ』とあり、『文献調査の受け入れ自体にデメリットはない』と記されていた。」
 - ・地方自治体の地方自治の原則に基づく意思決定に介入している可能性がある。
 - ・経産省、NUMOに、事実関係を説明させ、必要な場合是正するよう求める必要がある。

原子炉の設置・変更における市民参加の仕組み

- 原子力安全委員会
 - 公開ヒアリングを実施
 - 第1次：経済産業省主催。原子力発電所設置計画が「電源開発基本計画」に組み込まれる前段階で地元住民の意見聴取。
 - 第2次：原子力安全委員会主催。施設固有の安全性に関して意見聴取。
※ ただし実効性の点で問題が指摘されていた。
- 原子力規制委員会設置後（2012年～）
 - 公開ヒアリング廃止。
 - 説明会を実施する時がある。（情報提供）
 - 地元住民の意見を聴取し、反映する制度がない。

原子力災害対策、避難計画

- ・原子力規制委員会
 - ・原子力災害宅指針を策定することで間接的に避難計画に関与
 - ・原子炉の安全性審査の対象となっていない。
 - ・設置・変更の許可の要件とはならない。
- ・避難は原子力安全規制（深層防護）の第5層に含まれる
 - ・福島原発事故
 - ・能登半島地震（道路の寸断、住宅の全壊、半壊、一部損壊、珠洲原発立地予定地の近傍で地震が発生、最大約4メートルに及ぶ隆起）
 - ・避難計画を規制委員会の審査の対象とする必要がある。